

## 水道用次亜塩素酸ナトリウムの購入仕様書（単価契約）

### (一般)

第1条 本仕様書にて購入する水道用次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜塩素酸」という。）は、大阪広域水道企業団 豊能地域水道センター管内の施設において水処理用に使用するものである。

### (関係法令等の遵守)

第2条 受注者は、次亜塩素酸の納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

### (品質)

第3条 本仕様書に基づき納入する次亜塩素酸は、次の各号に定める品質規格に適合すること。

(1) 納入する次亜塩素酸は JWWA K120 2008-2 の品質一級で、下表に適合する製品とする。

項目	品質
外観	淡黄色の透明な液体
有効塩素	12.0%以上
遊離アルカリ	2%以下
臭素酸	50mg/kg以下
塩素酸	4000mg/kg以下
比重 (20°C)	1.16以下
塩化ナトリウム	4.0%以下

(2) 平成 12 年 2 月 23 日付厚生省令第 15 条「水道施設の技術的基準を定める省令」（改正された場合、最新のものとする。）第 1 条第 16 号に適合する製品とする。なお、設定最大注入率は 100mg/L とし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省健康局水道課）（改正された場合、最新のものとする。）に基づくものとする。

### (品質の証明)

第4条 受注者は、前条第 1 項の各号に示した項目に適合することを証明する分析試験結果書を発注者に提出しなければならない。ただし、（社）日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって代えることができる。

- 2 前項の分析試験結果書は、公的機関（計量法による濃度計量証明事業所または厚生労働大臣指定の水質検査機関）により、提出日より 1 年以内に発行されたものに限る。
- 3 受注者は、納入ごとに品質検査結果を提出すること。

### (納入場所)

第5条 納入場所は、次のとおりとする。

大阪広域水道企業団 豊能地域水道センター 豊能町受水場

（豊能郡豊能町東ときわ台六丁目 7 番地の 12）

また、運搬時についても物品への直射日光を避け、品質確保に努めること。

(購入予定数量)

第6条 次亜塩素酸の購入予定数量は 20 kg入り 200 缶とするが、水量、水質等の変動により購入数量は増減する。昨年度の納入実績は以下のとおりである。

- ・5月=20 缶
- ・6月=30 缶
- ・7月=30 缶
- ・8月=30 缶
- ・9月=30 缶
- ・10月=30 缶
- ・11月=20 缶
- ・12月=10 缶

(納入日時)

第7条 受注者は、発注者の納入日時と納入場所の指示に従い、次亜塩素酸を納入しなければならない。

(原状回復)

第8条 納入時において、装置、建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担において原状回復するものとする。

(納入場所への入場)

第9条 納入場所への入場は発注者が現地に到着後、開錠して入場するので、納入時間は十分に打合せをした上で厳守すること。

(契約の解除)

第10条 納入された物品を使用することにより、水道法4条に定める水質基準の遵守に支障を生じる事態などが生じ、発注者からの改善の要請を受けた場合において、正当な理由なく受注者が直ちに講じない場合、発注者はこの契約を解除することができる。

(容器回収)

第11条 使用済の容器は受注者が回収し処分とする。

(疑義等の決定)

第12条 この仕様書に定めのない事項、又は契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、発注者及び受注者協議のうえこれを定める。